

第29回なかやま栗まつり共催野外音楽広場イベント業務委託に  
関するプロポーザル実施要領

1 目的

伊予市中山町の農業の基幹作物で特産品の「中山栗」を主体としたイベント「第29回なかやま栗まつり」（なかやま栗まつり実行委員会・伊予市・伊予市観光協会中山支部主催）と共催の野外音楽広場イベントを実施することにより、栗のイメージアップと消費拡大を図ることを目的とする。

なお、伊予地域、双海地域の特産品も共にPRする事により、伊予市及び中山栗を県内外により一層周知し、地域住民と都市生活者との交流を通じて地域の活性化に寄与することに努める。

そこで、公募型企画提案（プロポーザル）方式を採用し、優れた企画提案を広く求め、企画提案の内容や価格等を総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った者をなかやま栗まつり共催野外音楽広場イベント業務の契約の優先交渉権者として採用する。

2 業務

(1) 名称

第29回なかやま栗まつり共催野外音楽広場イベント業務

(2) 内容

別紙1「なかやま栗まつり共催野外音楽広場イベント」業務委託仕様書及び別紙2伊予市「第29回なかやま栗まつり」実施要領のとおり

(3) 提案限度価格

4,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を限度とする。

3 実施工程

- (1) 質問書の提出期限：平成28年1月22日（金）午後5時まで
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出期限：平成28年2月5日（金）午後5時まで
- (3) 審査委員会参加通知書の送付：平成28年2月8日（月）予定
- (4) 審査委員会：平成28年2月12日（金）
- (5) 結果通知：平成28年2月下旬予定

4 提出先及び事務局

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地  
伊予市役所産業建設部経済雇用戦略課  
電話：089-982-1111（内線572）

5 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年度伊予市競争入札参加資格者登録名簿において、登録事業者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による再生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- (4) 参加表明書の提出期限から審査委員会実施日までの期間に、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）または伊予市建設工事低価格入札者排除措置試行要綱（平成22年伊予市訓令第20号）に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避または排除措置の期間中にない者であること。
- (5) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

6 仕様書その他参加条件等に関する質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成28年1月22日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法：質問書（様式第2号）により伊予市産業建設部経済雇用戦略課へ電子メールで提出すること。【E-mail: keizaikoyou@city.iyo.lg.jp】
- (3) 回答方法：質問及び質問に対する回答は、平成28年1月26日（火）まで、随時ホームページに公表していく。
- (4) その他：電子メールによる方法以外での質問は受けつけない。

7 参加表明書及び企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：平成28年2月5日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所：「第4項」に同じ。
- (3) 提出書類：ア 参加表明書（様式第1号）  
イ 会社概要（様式第3号）、企画提案書、見積書（様式第4号）
- (4) 提出部数：(3)のア 1部 (3)のイ 製本7部
- (5) 提出方法：持参（受付は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。  
なお、本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

8 審査の項目

総合点数は審査員1人あたり100点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 提案       | 80点 |
| (2) 実績・価格・姿勢 | 20点 |

9 審査委員会

- (1) 実施日：平成28年2月12日（金）（詳細については、別途通知する。）
- (2) 審査委員会の実施場所：伊予市庁舎又は周辺公共施設（詳細については、別途通知する。）
- (3) 審査委員会に出席できる者：自社の社員2人以内とする。
- (4) 審査委員会の持ち時間：プレゼンテーションの時間15分以内、質疑応答10分程度とする。
- (5) プレゼンテーションの内容：プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。プロジェクター及びスクリーンは当市で準備をするが、パソコン、その他の機材等は各企画提案者で用意すること。説明にあたっての補完的な資料の提出は認めない。  
※提案の順番は、企画提案書を受け付けた順とする。
- (6) 企画提案書等を提出した企画提案者が1者の場合も実施する。

10 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書等の審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査委員会採点表」に基づき、審査・採点を行う。
- (3) すべての企画提案者の審査終了後、各審査委員の審査結果を集計し、最高点を得た者を優先交渉権者とする。ただし、審査委員の平均点が60点以下の場合は、その企画提案者は失格とする。
- (4) 最高点の者が同点で2者以上ある場合、1位の者の特定方法については、その最高点の者の中から『別紙「審査委員会採点表」(1) 提案』の合計点が高い者を優先交渉権者とする。
- (5) 発注者は、優先交渉権者として選定された企画提案者と契約締結に向けて詳細について協議し、契約締結に向けた調整を行う。

#### 1.1 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査委員会に参加しない場合
- (4) 不正行為が認められた場合
- (5) 「第2項第3号」の委託限度額を超えた場合
- (6) 「第5項」の各号に該当しない場合

#### 1.2 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案書等の提出は、1者につき1案とする。
- (3) 選定結果等について不服及び異議申立てをすることはできない。

様式第1号

参加表明書

第29回なかやま栗まつり共催野外音楽広場イベント業務の委託業者選定に係る公募型プロポーザルに参加資格要件を満たしており、参加を表明します。

なお、この参加表明書及び各様式、企画提案書の提出にあたり、プロポーザル実施要領5の参加資格要件を全て満たしていること並びに記載内容は事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

伊予市長 武智邦典 様

(提出者)

住 所

会 社 名

代 表 者

印

電話番号

(担当者)

担当部署

ふりがな  
氏 名

電 話

F A X

E-mail

様式第2号

質問書

第29回なかやま栗まつり共催野外音楽広場イベント業務の委託業者選定に係る公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

平成 年 月 日

伊予市長 武智邦典 様

(提出者)

会社名 \_\_\_\_\_

番号	質問内容	備考

様式第3号

会社概要

会 社 名	
本 社 所 在 地	
契約事業所の所在地	
会 社 設 立 年 月 日	
資 本 金	
事 業 所 数	
社 員 数	
業 務 概 要	
業 務 実 績 (平成 26 年度のイベント 実施に伴う業務実績)  ※主なイベントを最大 5 つまで記載すること。	

※実績が分かる資料（パンフレット等）を添付すること。